

介護医療院への移行手続 ガイドライン

Ver.2



介護医療院

平成30年（2018年）10月

長野県健康福祉部

【Ver. 2 変更箇所】

項	新	旧	備考
表紙他	介護医療院への転換	介護医療院への移行	厚労省の審議会等では、「移行」の表現で統一しているため
P 3 I型介護医療院の人員配置	I型：介護職員 5対1 II型：介護職員 6対1	I型：介護職員 5～4対1 II型：介護職員 6～4対1	介護報酬上の人員配置との混同があったため、介護医療院の設置許可には6対1以上の看護職員配置が求められます
P 3 診察室の施設基準の経過措置等	医療機関併設型介護医療院で病院・診療所の既存施設を移行して設置した場合は、共用可	病院・診療所の既存施設を転換する場合、共用可	共用は既存施設を移行して設置した医療機関併設型介護医療院に限られるため
P 3 施設・構造設備の施設基準の経過措置等	医療機関併設型介護医療院の場合は、病院・診療所との共用可	病院・診療所との共用可	共用は医療機関併設型の介護医療院に限られるため
P 5 健康保険適用の病床から介護医療院への転換	ただし、介護医療院への「移行」とみなされる療養病床（介護療養型医療施設含）以外（一般・精神・結核・感染症病床）が介護医療院となる場合は、その整備量について介護保険法に基づき策定される市町村の計画により上限が設けられている場合がありますので、必ず事前に施設が所在する市町村へご相談ください。	ただし、介護保険施設は医療法上の病床規制と同様に、その整備量について介護保険法に基づき策定される市町村の計画により上限が設けられている場合がありますので、必ず事前に施設が所在する市町村へご相談ください。	総量規制の対象外となるのは、健康保険適用病床のうち、療養病床に限られるため、説明を明確化
P10 申請書類一覧	提出が必要な申請書類を簡素化したため		

目 次

ガイドラインの目的	1
移行手続	2
移行に伴う他制度の活用	8
資料集	9

1 ガイドラインの目的

- 介護医療院は介護保険法等の改正により、平成 30 年 4 月に創設された新たな介護保険施設及び医療提供施設です。
- 平成 35 年度末が設置期限となった、介護療養型医療施設（介護療養病床）の主な移行先として、介護医療院が想定されていることから、介護報酬・診療報酬等において、様々な移行促進策が講じられています。
- しかし、移行にあたっての事務手続きが煩雑であるとの意見があることから、各種法令等や補助金の活用に関する事務手続きの支援を行うものとして、本ガイドラインを作成しました。
- 法人内などで、医療部門と介護部門がまたがる場合、各種手続きの進捗状況の把握が困難になる場合が想定されますので、本ガイドラインをご参考に、円滑に事務手続きを進めていただければ幸いです。

【留意事項】

- 本ガイドラインは、介護医療院への移行事務手続きの支援を行うものとして作成しています。
- そのため、各制度上の決まり事などを全て記載しているものではありません。入所者及び患者への適切な介護サービス及び医療提供を行うため、各種制度については、事業者の責任で、十分に理解していただくようお願いします。
- また、次項以降でお示しする事務手続きについては、一般的な事例をお示ししています。個々の事例により、ご対応いただく内容が変わる場合があります。

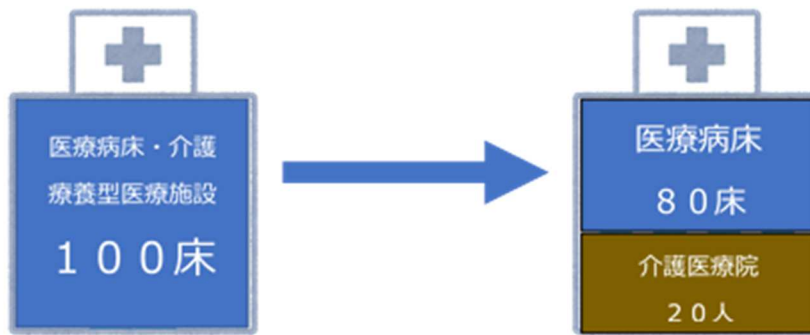
2 移行手続

(1) 手続を進める前提として知っておきたいこと

① 介護医療院への「移行」とは

- 長野県知事から医療法及び介護保険法に基づき、開設の許可を受けている療養病床（介護療養型医療施設含む）及び病床を移行して設置した介護老人保健施設を廃止し、廃止した病床の範囲内で介護医療院を開設することを「移行」としています。

(廃止した病床の範囲内で病棟等を改修し介護医療院を設置)



(廃止した病床の範囲内で病院とは別に介護医療院を設置)



- 上記は、どちらも病床を「移行」して開設した介護医療院と位置付けられ、医療法上の許可病床が減少します。（100床→80床）なお、廃止した病床数以上の入所が可能、又は、病床を削減せずに新たに介護医療院を設置した場合は、介護医療院の「新設」になります。

(参考) 介護医療院の人員配置・施設基準等 (主なもの)

		介護医療院		経過措置等
		I 型	II 型	
人員配置	医師	48 対 1	100 対 1	I 型 3 名以上、II 型 1 名以上。
	看護職員	6 対 1	6 対 1	
	介護職員	5 対 1	6 対 1	
	リハビリ	PT・OT・ST 相当数		
	栄養士	定員 100 名以上で 1 名		
	介護支援専門員	100 対 1		1 名以上
	放射線技師	相当数		
施設・設備	診察室	医師が診察を行うのに適切なもの		医療機関併設型介護医療院で既存施設を移行して設置した場合は、共用可
	療養室	定員 4 名以下 8.0 m ² /人以上 (洗面所・収納設備含む)		移行の場合、大規模改修までの間は 6.4 m ² /人以上で可。ただし、介護報酬の減算措置あり
	機能訓練室	40 m ² 以上		
	食堂	1 m ² /人以上		
	浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの		
	談話室	談話を楽しめる広さ		
	レクリエーションルーム	十分な広さ		サービスの提供に支障がなければ兼用可
	施設・構造設備	処置室、臨床検査施設、X 線装置、調剤所		医療機関併設型介護医療院の場合は、病院・診療所との共用可
	その他	洗面所、便所、サービスステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室		サービスの提供に支障がなければ、洗面所と便所、洗濯室と汚物処理室の同一区画設置可
	医療提供に必要なもの	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気、ガス及び放射線に関する構造設備		
構造	廊下幅	1.8m 以上 中廊下の場合は 2.7m 以上		移行の場合は、 廊下：1.2m 以上 中廊下：1.6m 以上 ただし、介護報酬の減算措置あり。
	耐火	耐火建築物		2 階建て又は平屋建てのうち、特別な場合は準耐火建築物

※既存施設を移行したとしても、療養室の環境整備等の対応が必要になります。

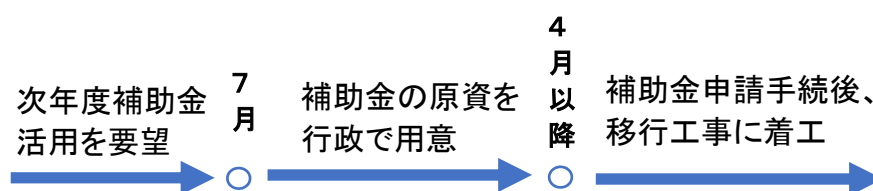
② 移行（転換）補助金を活用する場合の留意事項

- 病床の「移行」により介護医療院を開設する場合、施設・設備の工事等に対し、補助金を活用できる場合があります。
- 補助金の活用を希望する場合は、県・市町村が例年7月に実施する介護医療院への移行補助金の要望調査にご回答いただく必要があります。これは、工事を実施する年度に活用する補助金の原資となる予算額の算定を、前年度に行っているためです。
- 補助金を活用いただくためには、施設整備（工事設計）の内容が、介護保険法に基づく介護医療院の施設等の基準を満たすことができると認められるものであることが必要です。施設等の基準の確認は、補助金だけでなく、実施設計や介護医療院の開設許可などにも影響しますので、補助金の要望調査へご回答いただいた後に、移行工事の図面等を基に県と相談の機会を設けています（それ以前や補助金の交付を受けない場合でも随時相談を受け付けています）。
- 補助金を活用する事業（工事）の着手は、国、県、市町村による着手可能である旨の通知（内示）後になります。それ以前に着手したものは補助対象となりませんので、スケジュールの作成に当たっては注意が必要です。

【補助金の活用と事業（工事）着手の関係】

法律上、補助事業者からの申請に対し、行政が補助金の交付決定後に行う補助事業が補助金交付の対象とされています。この例外として、円滑な補助事業の履行のために、補助金の交付決定前に行政が補助事業者の事業着手を認める場合があります（これを「内示」と言います）。いずれにしても、行政からの指示（内示等）を待たず事業着手したものには補助金が交付されませんので注意が必要です。

（移行補助金を活用する場合のスケジュール）



③ 健康保険適用の病床からの介護医療院への移行

- 法律上は、健康保険が適用されている医療療養病床や一般病床等の全ての病床から介護医療院等の介護保険施設へ移行を行うことができます。ただし、介護医療院への「移行」とみなされる療養病床（介護療養型医療施設含）以外（一般、精神、結核及び感染症病床）が介護医療院となる場合は、その整備量について介護保険法に基づき策定される市町村の計画により上限が設けられている場合がありますので、必ず事前に施設が所在する市町村へご相談ください。

④ 移行の手続の際、必要となる主な手続・窓口となる組織

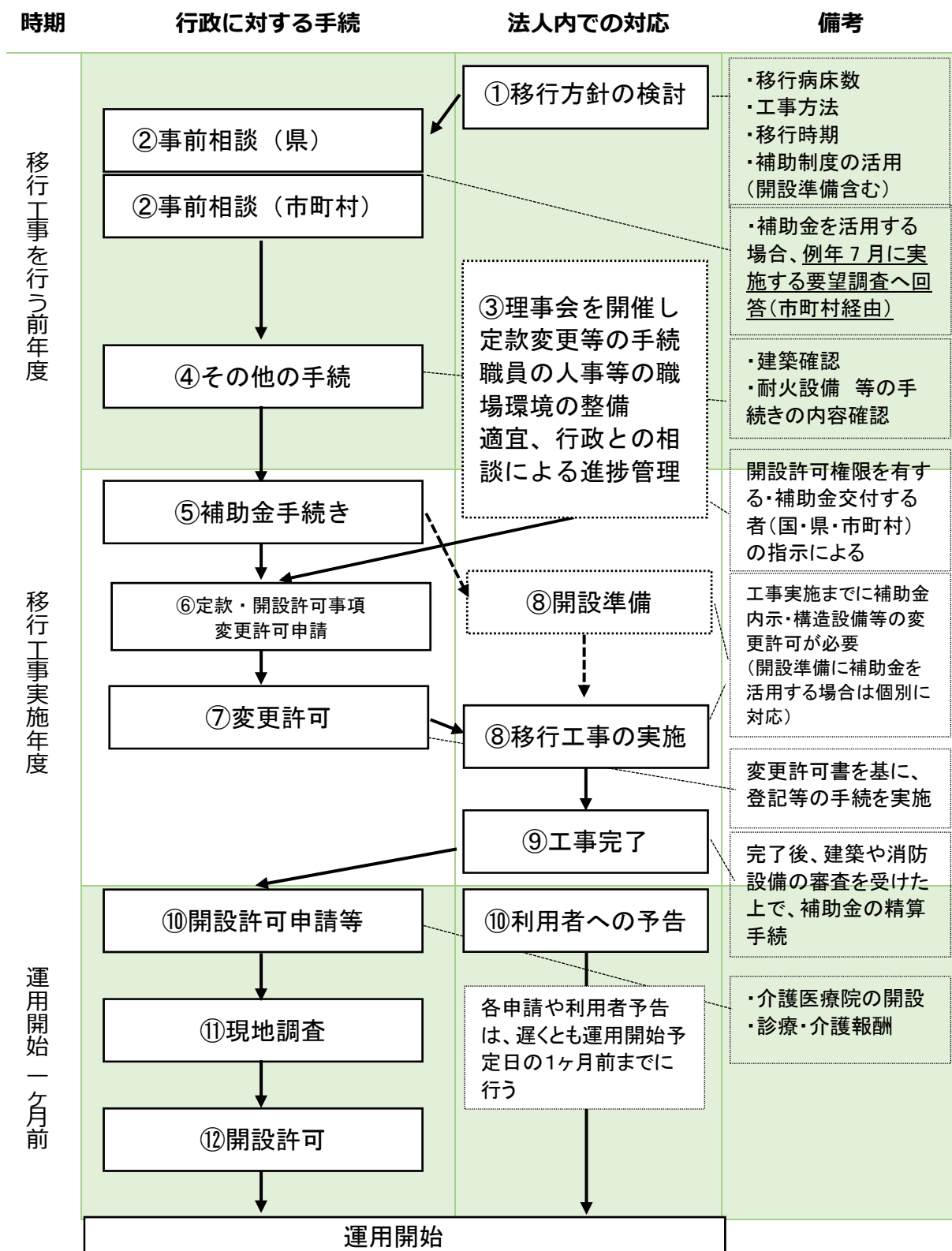
法令・制度	手続	担当窓口
介護保険法・介護報酬に関すること	介護医療院の許可申請 介護サービスの指定届	・ 県庁介護支援課サービス係 Tel:026-235-7121 ・ 所在市町村
医療法に関すること	定款変更認可申請 開設許可事項変更許可申請	・ 最寄りの保健福祉事務所又は保健所 ・ 県庁医療推進課管理係 Tel:026-235-7145
建築基準法に関すること	建築確認、審査	最寄りの建設事務所
消防法に関すること	消防用設備等、耐火建物に関する必要な手続	最寄りの消防署
登記法に関すること	定款変更登記 介護医療院の登記	最寄りの法務局
移行補助金に関すること	補助金活用の要望 補助金交付申請等	県庁介護支援課施設係 Tel:026-235-7113
診療報酬に関すること	保険医療機関の指定事項変更 施設基準等の届出変更	厚生局長野事務所 Tel:026-474-4346
その他	まずは話を聞きたい	・ 最寄りの保健福祉事務所又は保健所 ・ 県庁医療推進課医療計画係 Tel:026-235-7131

「なんでこんなに手続が煩雑なの!？」

- 介護医療院への移行は、介護保険法等に基づき、新たに介護保険施設を開設するものになります。そのため、様々な法律に基づき、適正な介護サービスの提供を行えるかを改めて審査する必要があります。
- 実態としては、診療報酬上の入院基本料等を変更する場合の、施設基準の届出と変わらないと感じられるかもしれませんが、法律に基づき、ご対応をお願いしていますので、ご理解をお願いします。

(2) 移行に伴う手続スケジュール・フロー

補助金を活用し、移行を行う場合の一般的なスケジュール・フローは以下の通りです。状況により、対応が異なる場合があります。



	手続事項	内容
①	移行方針の検討	院長、事務長が統括し医療・介護部門の責任者で以下の事項を検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護医療院へ移行する許可病床数 ・ 既存施設を改修又は増設により対応などの工事方法の検討 ・ 移行工事の実施時期 ・ 施設運用、人事管理規定等の検討 ・ 補助金の活用の有無（開設準備含む）等
②	行政への事前相談	①の検討状況を踏まえ、県と相談の上、施設が所在する市町村に対しても介護医療院へ移行する旨を連絡 ※補助金の活用を希望する場合は、工事年度の前年度7月に行われる補助金要望調査へ回答
③	理事会等の開催	行政への事前相談結果を踏まえて理事会を開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款変更の議決 ・ 施設、人事管理規程等の内規の策定 ※補助金の活用を行わない場合は、⑧の行政への申請手続までに理事会で必要な事項に対応
④	その他の手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法に基づく建築確認証の申請 ・ 法人、不動産登記の全部事項・履歴事項証明書の取得 ・ 消防法等に基づく直近の消防用設備等点検結果報告書の取得、防火対象物使用開始届出書の提出等
⑤	補助金手続き	前年度の相談結果に基づき、予算措置された金額を上限に、県又は市町村からの指示により補助金交付申請書を提出
⑥	定款・開設許可事項の変更許可申請	医療法に基づき、介護医療院サービスを実施する旨の定款変更や医療機関の開設許可事項について変更許可申請
⑦	変更許可（廃止含む）	定款、構造設備等の変更許可は、標準処理期間として申請書の提出から一か月程度としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更許可後、変更事項の登記手続を実施
⑧	移行工事の実施（開設準備含む）	補助金の交付を受ける場合、移行の工事は県又は市町村からの補助金額の内示及び構造設備等の変更許可後に着工する必要があります。 ※なお、パーテーションの設置等、躯体工事を伴わない開設準備に対し、補助金を活用する場合は、医療法上の開設許可事項変更許可を受けずとも補助事業を実施できる場合があります。個別の判断が必要ですので、行政への事前相談の際にご相談ください。
⑨	工事完了	工事完了後、速やかに建築基準法等に基づく審査を受け、適正に工事が完了した証明書の発行を受けた上で、補助金の交付先に対し、指定された期限内に精算手続を行う必要があります。
⑩	開設許可申請等	（介護保険法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護医療院の開設許可申請 ・ 介護療養型医療施設の指定廃止届 ・ 介護医療院の開設に伴い算定する報酬等の届出 （健康保険法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関の指定事項変更 ・ 診療報酬の施設基準届の変更 ※遅くとも運用開始予定日の1か月前までに申請
⑪	現地調査	療養室のパーテーション、構造設備、職員の雇用契約、入居者記録等の必要事項について、県庁担当課が現地調査を実施します。
⑫	開設許可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護医療院への従事職員に対する辞令発令

3 移行に伴う他制度の活用

(1) 診療報酬・介護報酬

①診療報酬

- 介護医療院への移行に伴い、医療法上の許可病床が減少しますので、許可病床 200 床未満が要件となっている、在宅療養支援病院への移行や、地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料 1・3 の算定が可能になる場合があります。
- また、地域包括ケア病棟入院基本料・入院医療管理料 1・2 の在宅復帰率の計算の算定対象について、介護老人保健施設が除かれ、介護医療院が対象となったことから、介護医療院の設置により、地域包括ケア病棟を有する、他の急性期・回復期病院との連携が進むことも考えられます。

②介護報酬

- 介護医療院への移行に伴うサービスの変更内容等を利用者、家族及び地域住民等へ丁寧に説明するなどの取組を、移行後 1 年間に限り評価する移行定着支援加算が平成 33 年 3 月までの時限措置として設けられています。
- 医療提供施設のリハ職が行う、訪問・通所リハを評価する生活機能向上連携加算は、原則、200 床未満の医療提供施設が行うものの評価となるため、介護医療院への移行に伴う、医療法上の許可病床の減少により、要件を満たすことが可能となる場合があります。

(2) 医師の確保

- 県では、許可病床 400 以上の拠点病院から、200 床以下の医師不足の中小病院（現在は、公立・公的医療機関のみが対象）への医師派遣による、機能分化や医師の地域偏在の是正を進めています。
- 介護医療院への移行により、許可病床が 200 床以下になった場合も、この医師派遣の対象医療機関となります。

(3) 移行（転換）補助金以外の財政支援

- 介護医療院への移行にあわせ、既存の病院施設の耐震化等を行う場合、国庫補助制度があります。この補助制度を活用する要件として、許可病床を減らすこと（病床非過剰地域であれば増床を伴わないこと。）が求められますが、介護

医療院への移行に伴う、許可病床の減でこの要件を満たすことができる場合があります。

- この他、独立行政法人福祉医療機構が、療養病床の移行に際し、療養病床整備時に民間金融機関から借り入れている債務の償還負担軽減、または移行計画遂行のために一時的に必要となる運転資金に対する「療養病床移行支援貸付制度」を実施しています。

(4) 地域医療構想上の取扱い

- 2025年に向けた病床の機能分化を行う地域医療構想では、介護医療院への移行は、慢性期病床から介護保険施設を含む在宅医療等への移行とみなされます。
- そのため、介護医療院に移行した病床は、次年度以降、病床機能報告制度の報告対象外となります。（移行時期により異なることがあります。）

4 資料集

- (介護医療院への) 病床移行に係る補助制度について

- 申請書類確認票 (介護医療院)

【様式掲載ウェブサイト】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/shinse.html>

- 国が開設する介護医療院への移行相談窓口

【介護医療院開設に係るコールセンター】

■みずほ情報総研株式会社 (土日、祝日、年末年始を除く平日 10:00-17:00)

電話番号 : 0120-721-725

FAX : 0120-721-726

Mail : kaigoiryuin@mizuho-ir.co.jp

- 定款変更認可申請書・開設許可事項変更許可申請書(医療法)

【様式掲載ウェブサイト】

https://www.pref.nagano.lg.jp/iryo/iryo_youshiki.html

- 診療報酬関連手続 (厚生局ウェブサイト)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_kansa/hoken_shitei/index.html

- 独立行政法人福祉医療機構の行う貸付制度 (福祉医療機構ウェブサイト)

<http://www.wam.go.jp/hp/guide-iryokashitsuke-iryokashitsuke-tabid-534/>